感染予防マニュアル

令和2年5月21日 運動療育クラブゆかり

感染予防のためには感染経路を遮断する、下記三項目が必要

- ①感染源 (病原体)を持ち込まない。
- ②感染源 (病原体)を広げない。
- ③感染源(病原体)を持ち出さない。

事業所ですること

- ・職員や利用者は入所後すぐに手洗い・うがい・除菌をすること。
- ・血液や排泄物などを取り扱うときは手袋着用すること。
- ・病原体が飛び散る可能性のあるときはマスク着用すること。
- マスク着用を基本とする。

※詳細は『令和元年度指定障がい児支援事業者等集団指導資料』 P 1 4 5 参照

感冒・インフルエンザ

• 新型コロナウィルス

感染経路は感染者の接触物、飛沫、くしゃみや痰などで空中に放出されたウイルスを吸い込んだ人へ感染する。手指で目や口を触らないよう注意し必ず 手洗いを励行することが大切。

具体的対策

- ・うがい、手洗い、除菌を十分行うこと。
- ・部屋の換気や施設設備の除菌を十分行うこと。
- 大きな声で話さない。
- ・密集しない (人との距離を開ける)

- ワクチンの接種。
- •マスクの着用

ノロウイルスによる感染性胃腸炎

冬場にこのウイルスを原因とする食中毒が多発する傾向がある。

具体的対策

- ・汚物を処理する場合は、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、 ウイルスが飛び散らないように処理する。
- 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取る。
- ・汚物が付着した床等は家庭用塩素系漂白剤を50倍にうすめた液で 浸すように拭き取る。
- ・拭き取りに使用したペーパータオル、手袋等はビニール袋に密封して 廃棄する。
- ◎ノロウイルスは乾燥すると容易に空中に漂うので、汚物を乾燥させないうちに処理することが重要
- ◎インフルエンザ、ノロウイルスの処理手順は『平成30年度指定

障がい児支援事業者等集団指導資料』P148~P149参照 ※詳細は『令和元年度指定障害児支援事業者等集団指導資料』 P146参照